平成２４年（フ）第１４９号
佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保2411番地
破産者　式町　愛子
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２７６号
長崎県佐世保市柚木元町2403番地１
破産者　綾部七海男
1　決定年月日　平成25年４月26日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２４年（フ）第１６号
群馬県沼田市高橋場町4974番地１　利根中央病院第４宿舎103号
破産者　佐野健太郎
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２４年（フ）第４５号
川崎市宮前区菅生４丁目５番５―502号　市営住宅
破産者　岡　由美子
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第１４４号
山口市湯田温泉６丁目５番３号
破産者　福士　弘幸
1　決定年月日　平成25年５月１日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所民事部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第３３２号
佐賀県佐賀市木原３丁目３番37号
破産者　高柳　　繁
1　破産債権の届出期間　平成25年５月31日まで
2　一般調査期日　平成25年７月25日午前10時45分
平成25年４月25日
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第５０７号
埼玉県草加市氷川町779番地　船渡コーポ103号、破産手続開始時の住所埼玉県草加市西町600番地２
破産者　佐山　定雄
1　破産債権の届出期間　平成25年６月17日まで
2　一般調査期日　平成25年７月26日午後１時30分
平成25年４月30日
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２４年（フ）第４４４号
新潟市中央区学校町通三番町472番地17
破産者　株式会社ユアサ美容商会
特別調査期日　平成25年６月７日午前10時
平成25年５月１日　　新潟地方裁判所民事部

債権者集会招集

平成２４年（フ）第１６０４号
大阪市浪速区恵美須東１丁目21番４号
破産者　株式会社マルトミ
1　期日　平成25年６月７日午後１時30分
2　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成25年４月30日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１０１号
山口県柳井市柳井1611番地の１
破産者　オーバタケイノベーティブテクノロジィズ株式会社
異議申述期間　平成25年６月10日まで
平成25年５月１日　山口地方裁判所岩国支部

特別清算開始

平成２５年（ヒ）第１０００１号
宮城県牡鹿郡女川町宮ケ崎字宮ケ崎65番地
清算株式会社　共和冷蔵株式会社
代表清算人　加藤　雄策
1　決定年月日　平成25年４月24日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
仙台地方裁判所第４民事部

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第５８号
横浜市中区元町５丁目185番地
清算株式会社　株式会社ロコ
1　決定年月日　平成25年４月30日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

監 督 命 令

平成２４年（再）第８号
千葉県船橋市宮本９丁目11番１―812号
再生債務者　加藤　正久
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　千葉市中央区中央４丁目16番１号建設会館ビル５階　木村総合法律事務所　弁護士　木村　龍次
平成25年４月24日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再）第２号
福井市松本４丁目７番14号
再生債務者　藤田社寺建設株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　福井市順化１―24―43　ストークビル福井一番館８階　九頭竜法律事務所　弁護士　八木　　宏
平成25年４月26日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

再生手続開始

平成２４年（再）第８号
千葉県船橋市宮本９丁目11番１―812号
再生債務者　加藤　正久
1　決定年月日時　平成25年４月24日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月24日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年６月24日から平成25年７月１日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（再）第２号
大阪府吹田市広芝町13番22号、申立時の本店所在地大阪市中央区久太郎町２丁目５番28号
再生債務者　株式会社ケンツー
1　決定年月日時　平成25年４月26日午後５時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年５月31日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年７月16日から平成25年７月30日まで
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続終結

平成２１年（再）第２号
長野県松本市大字笹賀3039番地
再生債務者　笹賀管理株式会社（旧商号株式会社泉精器製作所）
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画の遂行
平成25年４月26日　　長野地方裁判所民事部

再生計画変更認可

平成２２年（再）第２号
千葉県市川市市川１丁目15番14号
再生債務者　大木小四郎
1　主文　本件変更計画案のとおりに再生計画を変更する。
2　理由の要旨　債権者集会で可決された本件変更計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成25年４月24日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係